

品質管理委員会運営細則

制 定 平成11年1月9日

最終変更 平成19年3月1日

(総則)

第1条 この細則は、品質管理委員会規則第11条に基づき、品質管理委員会（以下「委員会」という。）及びレビューチームの運営に必要な事項について定める。

(委員会の招集)

第2条 委員会は、委員会の会長が招集する。

2 委員会の会長は、委員会を招集しようとするときは、各委員に対しあらかじめ議題、日時、場所及び旅費細則に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事進行)

第3条 委員会の議事は、委員会の会長又は委員会の会長が指名する委員が進行する。

(委員会の議決)

第4条 委員会は、総委員の過半数の出席がなければ審議することができない。

この場合、第5条第1項に該当する委員は、総委員数に算入しない。

2 委員会の議決は、出席委員の過半数をもってする。

(委員会の利害関係者の排除及び範囲)

第5条 品質管理レビューの対象となる公認会計士の事務所又は監査法人と利害関係のある委員は、会則第126条の定めによるほか、当該品質管理レビューに関する事案の審議に関与してはならない。

2 前項の利害関係は、次の場合に該当する。

- 一 当該公認会計士の事務所を主たる事務所とする者又は当該公認会計士の事務所に勤務する者
- 二 当該監査法人の社員又は当該監査法人に勤務する者
- 三 その他、当該公認会計士の事務所又は監査法人と著しい利害関係があり、公正を疑われると委員会が議決した者

(委員会の議事録)

第6条 議事録は委員会の都度作成し、本会に保存しなければならない。

2 議事録には次に掲げる事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時、場所
- 二 委員会の出席者
- 三 議事の経過及び結果

(作業部会の設置)

第7条 委員会は、レビューチームが所掌する事項以外で必要があると認めたときは、事案ごとに作業部会を設置することができる。

2 作業部会の構成員は、委員会の会長が指名する委員及び本会の会長が常務理事会の議を経

て委嘱する会員（監査法人を除く。）とする。

- 3 作業部会は、委員会の議を経て廃止するものとし、作業部会が廃止された日をもって作業部会構成員としての任期は終了する。
- 4 作業部会の部会長は、委員会の委員である構成員のうちから委員会の会長がこれを指名する。
- 5 作業部会の部会長は、作業部会を掌理する。
- 6 本会の会長が委嘱した会員である構成員は、職務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、又は窃用してはならない。構成員でなくなった後であっても同様とする。

（委員会への参考人の出席）

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴することができる。

（品質管理審議会への報告）

第9条 委員会は、会則第123条第4項に基づき、次の各号に掲げる事項について品質管理審議会に報告する。

- 一 委員会が品質管理レビューの対象とした公認会計士又は監査法人の数
- 二 品質管理レビューの実施状況又は実施結果
- 三 品質管理レビューの結果の通知状況及び改善状況
- 四 上場会社監査事務所部会への登録申請の件数（準登録事務所としての登録申請を含む。）
- 五 上場会社監査事務所部会の審査の状況及び同部会への登録件数（準登録事務所としての登録件数を含む。）
- 六 登録監査事務所等に対する措置等
- 七 その他品質管理委員会の活動

（レビューアーの任期）

第10条 レビューアーの任期は原則2年とし、再任を妨げない。

（レビューチームの組織）

第11条 レビューチームに、主席レビューアー1名、副主席レビューアー若干名及び主査レビューアー若干名を置く。

- 2 主席レビューアー及び副主席レビューアーは、レビューアーのうちから公認会計士法第2条第1項の業務の管理に十分な実績をもつ者を会長が指名する。
- 3 主査レビューアーは、レビューアーのうちから公認会計士法第2条第1項の実務に十分な経験をもつ者を会長が指名する。

附 則（平成19年3月1日改正）

この改正規定は、平成19年4月1日から施行する。